

宇和島商工会議所部会規約

第1条 本商工会議所は定款第53条の規定に基づき、会員の事業の適切なる改善発達を図るため部会を設ける。

2 部会は広く会員からの意見を聴き、政策の提言、業界内部の意思統一を図る等、適切な措置を講ずるとともに、相互に情報交換を行う他、部会員の啓発及び親睦を図るため、講習会、講演会、研究会、見学会、親睦会その他必要な業務を行う。

第2条 部会は次の通りとする。

第1部会（小売商業） 小売商業は物品の小売業を営むものを以て組織する。

第2部会（卸売商業） 卸売商業は物品の卸売業を営むものを以て組織する。

第3部会（工業） 工業は生産・加工・修繕及び養殖（法人）等の業を営むものを以て組織する。

第4部会（金融・専門） 金融・専門は金融及び保険・専門サービス（士業）・教育・医療・福祉・不動産業を営むものを以て組織する。

第5部会（運輸・通信） 運輸・通信は陸海空交通機関であって、貨客を輸送する業及び通信の業を営むものを以て組織する。

第6部会（観光・サービス） 観光・サービスは旅行業及び旅館・料理・飲食並びに生活関連サービス業を営むものを以て組織する。

第7部会（建設） 建設は土木・建築・設備工事・建設関連業を営むものを以て組織する。

第3条 会員はその営んでいる主要な事業に係る前条の部会に属する。

会員が主要なる事業を2以上営んでいる場合は2以上の部会に所属して意見を述べ又は表決に加わることができる。但し、この場合は予め其の属せんとする部会にその旨を申込みことを要する。

第4条 部会に部会長1名、副部会長2名を置く。

部会長及び副部会長は其の部会において互選し其の任期は3年とする。

2 補欠の部会長及び副部会長は、前任者の残任期間とする。

第5条 部会長は部会構成の状態に応じ必要あるときは係長を設け専門的に研究することができる。

第6条 部会の会議は、部会総会及び部会役員会とする。

2 部会総会は、部会員で構成する。

3 部会役員会は、部会長、副部会長及び部会所属の役員、議員で構成する。

第7条 部会長は、必要に応じ部会総会又は部会役員会を招集し、当面の問題につき、其の意見を決定し本会議所に要請し其の実現を期する。

部会総会又は部会役員会開催に当っては事前にその旨本会議所に連絡するものとする。

2 事項の規定にかかわらず、部会員の総数の5分の1以上の者から召集の請求があったときは、部会長は部会総会を招集しなければならない。

第8条 部会総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

2 前項の場合において、部会長は会員として議決に加わることはできない。

第9条 部会総会又は次条の合同部会において議決した事項は、常議員会の承認を得て、商工会議所の議決とすることができる。

第10条 2以上の部会又は合同委員会に関係する事項については、関係部会長又は委員長と合議の上、合同部会又は合同委員会を開くことができる。

2 合同部会又は合同委員会の招集は、関係部会長及び委員長が連名で行う。

3 合同部会又は合同委員会の議長は、関係部会長及び委員長のうちから互選する。

第11条 部会は必要に応じて分科会を設けることができる。分科会長は、その分科会の会員が互選する。

第12条 部会の運営に要する経費は、商工会議所の経費をもって充当する。

2 部会及び分科会において必要があるときは、部会員から特別に経費を徴収することができる。

第13条 この規約は常議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

1 この規約は平成3年3月4日から施行し昭和29年10月1日より実施の宇和島商工会議所部会規定は廃止する。

1 第2条の改正規定は、平成31年4月1日から実施する。

1 第2条の改正規定は、令和元年11月1日から実施する。